



# 長野県報

3月20日(月)  
令和5年  
(2023年)  
第390号

## 目次

### 条例

- 一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 6
- 資金積立基金条例の一部を改正する条例(財政課、経営・創業支援課) ..... 6
- 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例(文化政策課、食品・生活衛生課、文化財・生涯学習課、生活安全企画課、組織犯罪対策課) ..... 6
- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(県民協働課) ..... 7
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例(こども・家庭課) ..... 7
- 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(こども・家庭課) ..... 8
- 児童福祉施設条例等の一部を改正する条例(こども・家庭課児童相談・養育支援室、障がい者支援課) ..... 9
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(こども・家庭課児童相談・養育支援室、障がい者支援課) ..... 9
- 貸付金免除条例の一部を改正する条例(医師・看護人材確保対策課) ..... 12
- 長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(障がい者支援課) ..... 13
- 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(食品・生活衛生課、園芸畜産課、園芸畜産課家畜防疫対策室、建築住宅課) ..... 14
- 長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例(環境政策課) ..... 23
- 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例(産業技術課) ..... 23
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(農村振興課、都市・まちづくり課、建築住宅課) ..... 24
- 長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例(調査課) ..... 24
- 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(交通企画課) ..... 26

### 規則

- 長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課) ..... 27
- 長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則(建築住宅課) ..... 27
- 長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則(高校教育課) ..... 28
- 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) ..... 28

### 告示

- 令和5年3月10日成立した令和4年度補正予算の要領(財政課) ..... 29
- 令和5年3月10日成立した令和5年度予算の要領(財政課) ..... 31
- 長野県看護職員修学資金貸与規程の一部改正(医師・看護人材確保対策課) ..... 36
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数等(健康増進課国民健康保険室) ..... 36
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課) ..... 36
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在変更の届出(保健・疾病対策課) ..... 37
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退(保健・疾病対策課) ..... 37
- 保安林の指定施業要件の変更(森林づくり推進課) ..... 37
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) ..... 38
- 平成19年長野県告示第480号(長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続き)の一部改正(建築住宅課) ..... 38
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) ..... 38

平成18年長野県警察本部告示第2号(改正後の長野県個人情報保護条例に基づく口頭により請求することができる記録情報)の廃止(広報相談課) .....	39
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示(内水面漁場管理委員会) .....	39

## 公 告

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更及び土地利用基本計画図の閲覧(総合政策課) .....	39
特定調達契約に係る落札者の決定(森林づくり推進課) .....	40
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課) .....	40
正 誤(情報公開・法務課) .....	41

## 本号で公布された条例のあらまし

## ◇ 一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 災害対応等の緊急業務のため休日等に勤務する職員の負担を考慮し、当該勤務のため旅行した場合において費用負担が生じる職員に対し、旅費を支給することとしました。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行します。

## ◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 職員の定年の引上げに伴い、年度間で大幅に増減する退職手当の財政負担を平準化するため、長野県退職手当基金を新設しました。
- 2 新型コロナウイルス感染症又は価格の高騰の影響を受けた中小企業者の経営革新の支援を図るため、長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策中小企業者金融支援基金を新設しました。
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行します。

## ◇ 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 博物館法の一部改正に伴い、同法の規定を引用している次に掲げる条例について所要の改正を行いました。
  - (1) 旅館業法施行条例
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
  - (3) 長野県暴力団排除条例
  - (4) 長野県立美術館条例
  - (5) 長野県立歴史館条例
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行します。

## ◇ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 特定非営利活動法人の設立及び合併の認証に係る申請について、住民基本情報台帳ネットワークシステムにより役員の本人情報を確認できる場合は、住民票の写しの添付を不要としました。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行します。

## ◇ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における自動車を運行するときの子どもの所在の確認の義務付けの基準を設けたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和5年4月1日（一部の規定は、公布の日）から施行します。

## ◇ 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園における感染症及び災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定に係る努力義務などの基準を設けたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行します。

## ◇ 児童福祉施設条例等の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を引用している次に掲げる条例について所要の改正を行いました。
  - (1) 児童福祉施設条例
  - (2) 長野県西駒郷条例
  - (3) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例
  - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

2 この条例は、令和5年4月1日から施行します。

---

◇ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（条例第8号）

1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、事業者等に対する安全計画の策定及び送迎バス等における児童の所在の確認の義務付け等の基準を設けたほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、令和5年4月1日から施行します。

---

◇ 貸付金免除条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 地域保健法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。

2 この条例は、令和5年4月1日から施行します。

---

◇ 長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 長野県総合リハビリテーション事業について、経営状況の把握と中長期的な資産管理を通じた事業運営の安定化を図るため、地方公営企業法に規定する財務規定等を適用することとしたほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、令和5年4月1日から施行します。

---

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 諸経費の増大に伴い、調理師試験手数料及び製菓衛生師試験手数料の額を改定しました。

2 知事が登録する飼養衛生管理者が行う豚熱予防注射の開始に伴い、当該事務に係る手数料の額を定めたほか、所要の改正を行いました。

3 畜舎建築利用計画の認定について、指定確認検査機関による審査が可能となったことに伴い、指定確認検査機関による審査がされた場合の認定手数料を定めました。

4 建築基準法の一部改正に伴い、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。

(1) 住宅等の機械室等の容積率不算入に係る認定制度が創設されたことに伴い、当該認定に係る審査手数料の額を1件につき28,000円と定めました。

(2) 建築物の高さ制限に関し、屋根の断熱改修や屋上への再生可能エネルギー設備の設置を行う場合の特例許可制度が創設されたことに伴い、当該許可に係る審査手数料の額を1件につき160,000円と定めました。

5 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正により、低炭素建築物新築等計画の認定に係る基準が見直されたことに伴い、当該認定に係る審査手数料の額を改定したほか、所要の改正を行いました。

6 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、性能向上計画の認定に係る基準が追加されたことに伴い、当該認定に係る審査手数料の額を改定したほか、所要の改正を行いました。

7 この条例は、令和5年4月1日から施行します。

---

◇ 長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 事業者が、評価書の公告後から対象事業に着手するまでの間に対象事業を実施しなくなった場合等において、知事等に報告する手続を導入したほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

---

◇ 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1 企業等の依頼を受けて行う試験等に係る手数料について、試験に要する経費の増減等に伴い、試験等の手数料の上限額及び下限額を改定しました。

2 この条例は、令和5年4月1日から施行します。

---

## ◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）

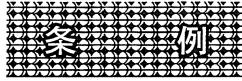
- 1 長野県地球温暖化対策条例の一部改正の施行に伴い、市町村に移譲する事務について、住宅の省エネ性能等に関する情報の報告・公表制度に関する事務を新たに追加したほか、所要の改正を行いました。
  - 2 軽井沢町からの要望により、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等の事務の権限を移譲しました。
  - 3 宅地造成等規制法の一部改正により、同法が宅地造成に限らず、土砂災害の原因となり得る危険な盛土等を全国一律の基準で規制する法律として抜本的に改められたことから、同法の規定に基づく事務を条例の規定から削除しました。
  - 4 この条例は、令和5年4月1日（3は、同年5月26日）から施行します。
- 

## ◇ 長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例（条例第15号）

- 1 伝統的工芸品産業の振興のための施策を総合的に推進し、もって県民の豊かな暮らしの実現及び地域経済の発展に寄与することを目的として、伝統的工芸品産業の振興について、基本理念及び施策の基本的事項等を定めました。
  - 2 この条例は、令和5年4月1日から施行します。
- 

## ◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 道路交通法の一部改正に伴い、新たな事務に係る手数料の額を定めました。
  - 2 この条例は、令和5年4月1日（一部の規定は、道路交通法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日）から施行します。
-



一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県条例第1号

一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の旅費等に関する条例（昭和29年長野県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第29条に次の2項を加える。

- 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）第31条の2第1項第1号に規定する週休日等（以下この項において「週休日等」という。）における勤務又は週休日等以外の日の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第4条第2項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ぜられた職員が、当該勤務のため旅行した場合には、その職員に対し、当該旅行に要した費用を旅費として支給することができる。
- 第4条第1項の規定は、前項の規定に該当する旅行について準用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

人 事 課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県条例第2号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県減債基金の項の次に次のように加える。

長野県退職手当基金	退職手当の支給に必要な財源の確保を図る。	退職手当の支給に要する経費の財源に充てる。
-----------	----------------------	-----------------------

別表の長野県ゼロカーボン基金の項の次に次のように加える。

長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策中小企業者金融支援基金	新型コロナウイルス感染症又は価格の高騰の影響を受けた中小企業者の経営革新を支援することにより、経営強化を図る。	新型コロナウイルス感染症又は価格の高騰の影響を受けた中小企業者の経営革新を支援するために実施する利子補給に要する費用の財源に充てる。
-----------------------------------	---	--

附 則

（施行期日等）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の資金積立基金条例別表の長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策中小企業者金融支援基金の項の規定は、令和10年3月31日限り、廃止するものとする。

財 政 課  
経営・創業支援課

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県条例第3号

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

（旅館業法施行条例等の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。



- (1) 旅館業法施行条例（昭和32年長野県条例第50号）第6条第3号
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年長野県条例第34号）第11条第1項第2号
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第12条第1項第6号  
（長野県立美術館条例の一部改正）

第2条 長野県立美術館条例（昭和44年長野県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第20条」を「第23条」に改める。

第11条第5号中「第3条第1項第4号から第11号」を「第3条第1項第3号及び第5号から第12号」に改める。

（長野県立歴史館条例の一部改正）

第3条 長野県立歴史館条例（平成6年長野県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第20条」を「第23条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

文化政策課
食品・生活衛生課
文化財・生涯学習課
生活安全企画課
組織犯罪対策課

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第4号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る都道府県知事本人確認情報を利用するときは、第1項の申請書に前項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。

第7条第3項中「の規定」を「及び第3項の規定」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

県民協働課
-------

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第5号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年長野県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「平成20年文部科学省告示第26号」を「平成29年文部科学省告示第62号」に改める。

附則第3項中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。

附則第6項の表中

「	附則第5項	別表の第1の2及び3の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者	を
「	附則第5項	別表の第1の2及び3の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者	に
	附則第6項	別表の第1の2の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等	
」				」

改め、同項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 別表の第1の2の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定子ども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項及び次項において「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定子ども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定子ども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表の第2の2中「10」を「9」に改め、同表の第4に次のように加える。

4 認定子ども園の職員は、当該認定子ども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

別表の第8の8を同第8の10とし、同第8の7を同第8の9とし、同第8の6の次に次のように加える。

7 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

8 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて7に規定する所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号及び別表の第2の2の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 認定子ども園において、この条例による改正後の幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の要件に関する条例別表の第8の8に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同8に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条例別表の第8の7に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定子ども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

子ども・家庭課

幼保連携型認定子ども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第6号

幼保連携型認定子ども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定子ども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長野県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第5条」を「第5条、第5条の4」に改め、同項の表中

第7条第1項	法	認定子ども園法	を
--------	---	---------	---

第5条の4第1項	入所者に対し支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）	に、
	ため及び	ため並びに	
第7条第1項	法	認定子ども園法	

「第8条本文」を「第8条第1項」に、「する第8条本文」を「する第8条第1項」に改め、「（満3歳未満の園児につ

いては、その保育。以下同じ。）を削り、同条第2項中「同条中」を「同条第1項中」に、「等」と、「を」を「等」と、同条第2項中「に」、「便所」を「便所」と、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員と兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備と兼ねる場合であって」に改める。

附則第9項中「附則第11項」を「附則第13項」に改める。

附則第11項中「前2項」を「前4項」に、「又は知事」を「知事」に、「をもって」を「又は看護師等をもって」に、「並びに知事」



を「、知事」に、「の総数」を「並びに看護師等の総数」に改め、同項を附則第13項とし、附則第10項の次に次の2項を加える。

11 職員については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

こども・家庭課

児童福祉施設条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿 部 守 一

### 長野県条例第7号

児童福祉施設条例等の一部を改正する条例

(児童福祉施設条例の一部改正)

第1条 児童福祉施設条例（昭和39年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「又は」を「の規定による内閣総理大臣が定める基準又は」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(長野県西駒郷条例及び長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(1) 長野県西駒郷条例（昭和43年長野県条例第12号）第7条第3項

(2) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例（昭和49年長野県条例第31号）別表の2 便宜の供与の項

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号）第118条の2

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第61号）第50条、第55条及び第60条

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

こども・家庭課  
児童相談・養育支援室  
障がい者支援課

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿 部 守 一

### 長野県条例第8号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

7 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第6条に次の1項を加える。

- 7 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第39条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行するときの所在の確認)

第39条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第45条を次のように改める。

第45条 削除

第53条の2の4中「及び第12条」を「、第12条から第44条まで及び第46条」に改める。

第53条の2の5に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第55条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第57条中「第46条まで」を「第44条まで、第46条」に改める。

第60条の7及び第65条中「第40条」を「第39条の2、第39条の3第1項、第40条」に改める。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第36条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第36条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行するときの所在の確認)

第36条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第42条を次のように改める。

第42条 削除

第53条中「第43条まで」を「第41条まで、第43条」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第5条の2の見出しを削り、同条第1項中「障害児入所施設及び児童発達支援センター(以下「」を削り、「」という。)は、」を「は、」に改め、同条を第5条の5とし、第5条の次に次の2条、見出し及び1条を加える。

(安全計画の策定等)

第5条の2 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行するときの所在の確認)

第5条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第5条の4 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(以下「障害児入所施設等」という。)を除く。以下この条及び第12条第2項において同じ。)は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し支援の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第8条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条第2項中「(障害児入所施設等を除く。)」を削り、「に必要な」を「、規則で定める」に改める。

第13条第1項中「第8条本文」を「第8条第1項」に改める。

第82条に次の1項を加える。

- 6 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。))をいう。第86条第2項において同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第86条に次の1項を加える。

- 2 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中第45条、第53条の2の4及び第57条の改正規定、第2条中第42条及び第53条の改正規定並びに第3条中第11条の改正規定並びに附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下この項及び次項において「新指定通所支援基準条例」という。)第39条の2(新指定通



所支援基準条例第53条の2の4、第53条の5、第57条、第60条から第60条の2の2まで、第60条の7及び第65条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第36条の2(同条例第53条において準用する場合を含む。))及び第3条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(附則第4項において「新児童福祉施設基準条例」という。))第5条の2(保育所に係るものを除く。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

- 3 新指定通所支援基準条例第39条の3第2項(新指定通所支援基準条例第53条の2の4、第53条の5、第57条及び第60条から第60条の2の2までにおいて準用する場合を含む。))の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。))を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。
- 4 新児童福祉施設基準条例第5条の3第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。))を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。  
(幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
- 5 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年長野県条例第45号)の一部を次のように改正する。  
第14条第1項中「から第11条まで」を「、第10条」に改め、同項の表中「第11条に」を「第49条に」に、

第10条	入所中の児童	園児
第11条	児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行うことにより懲戒するとき又は同条第3項	認定こども園法第14条第1項に規定する園長(第49条において「園長」という。))は、法第47条第3項
	当該児童	園児

を

第10条	入所中の児童	園児
------	--------	----

に、

「園長」を「認定こども園法第14条第1項に規定する園長」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(令和3年長野県条例第8号)の一部を次のように改正する。  
附則第3項中「第9条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(次項において「新児童福祉施設基準条例」という。))第5条の2」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年長野県条例第8号)第3条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条の5」に改める。

附則第4項中「新児童福祉施設基準条例」を「第9条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」に改める。

こども・家庭課児童相談・養育支援室  
障がい者支援課

貸付金免除条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第9号

貸付金免除条例の一部を改正する条例

貸付金免除条例(昭和39年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の項中「第21条第2項第1号」を「第24条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

医師・看護人材確保対策課

長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿 部 守 一

## 長野県条例第10号

長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

長野県立総合リハビリテーションセンター条例(昭和49年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「)及び」を「)、」に、「並びに」を「及び」に、「の規定」を「並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定」に、「管理」を「管理並びにリハビリテーション事業の設置及びその運営等」に改める。

第5条を第12条とする。

第4条(見出しを含む。)中「使用料又は手数料」を「料金」に改め、同条を第11条とする。

第3条の見出しを「(料金)」に改め、同条中「使用料又は手数料」を「料金」に改め、同条を第10条とし、第2条の次に次の7条を加える。

(リハビリテーション事業の設置)

第3条 身体障害者に対するリハビリテーションその他の支援を総合的に提供するため、長野県総合リハビリテーション事業(以下「リハビリテーション事業」という。)を設置する。

(財務規定等の適用)

第4条 地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、リハビリテーション事業に、同法第2条第2項に規定する財務規定等を、令和5年4月1日から適用する。

(経営の基本)

第5条 リハビリテーション事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないものとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 地方公営企業法第33条第2項の規定により、リハビリテーション事業の用に供する資産の取得及び処分について予算で定めなければならないものは、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地にあつては、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 地方公営企業法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により、リハビリテーション事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない額は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上のものとする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 地方公営企業法第40条第2項の規定により、リハビリテーション事業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定について条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が7,000万円以上のもの

(2) 法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が100万円以上のもの

(業務状況説明書類の作成)

第9条 知事は、リハビリテーション事業に関し、地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類(以下この条において「書類」という。)を12月15日までに、10月1日から翌年3月31日までの書類を6月15日までに作成しなければならない。

2 前項の書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、12月15日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、6月15日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 資産、企業債及び一時借入金の現在高

(4) 前3号に掲げるもののほか、リハビリテーション事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

別表中「(第3条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の長野県立総合リハビリテーションセンター条例の規定に基づいて納付させ、又は納付すべきであった使用料又は手数料については、なお従前の例による。

障がい者支援課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第11号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の17の項中「6,200円」を「6,400円」に改め、同表の18の項中「9,400円」を

「9,700円」に改め、同表の56の項中「(2)において同じ。」を「)又は知事が登録する飼養衛生管理者」に、「知事が認

定する獣医師が行う豚熱予防注射を行った旨の証明書」を「行う豚熱ワクチン接種票」に、

200円
290円

を

940円
290円

に改め、同表の59の2の項の備考以外の部分を次のように改める。

59の2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号。以下この項において「法」という。)に関する事務

区 分		単 位	金 額
(1) 法第3条第1項の規定による畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査	ア 当該申請に係る畜舎等の全部が法第3条第2項に規定する特例畜舎等(以下この項において「特例畜舎等」という。)である場合	1 件	8,100円
	イ ア以外の場合	(ア) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関により作成された法第3条第3項第4号の規定に適合する畜舎建築利用計画であると認める旨の書類(以下この項において「適合証」という。)又はその写しが提出された場合	8,100円
		(イ) (ア) 以外の場合	210,000円
(2) 法第4条第1項の規定による畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 当該変更後の法第5条第1項に規定する認定畜舎等(以下この項において「認定畜舎等」という。)の全部が特例畜舎等である場合	〃	4,300円
	イ ア以外の場合	(ア) 適合証又はその写しが提出された場合	4,300円
		(イ) (ア) 以外の場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの



		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	〃	20,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	〃	31,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	〃	54,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	〃	71,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	100,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	〃	210,000円
(3)	法第6条第2項ただし書の規定による仮使用の認定の申請に対する審査		〃	120,000円
(4)	法第10条第1項、第2項又は第3項の規定による認定計画実施者の地位の承継の認可の申請に対する審査		〃	8,100円
(5)	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第48条第2項に規定する畜舎等の認定の申請に対する審査		〃	28,000円

別表第1の59の2の項の備考中「この項の(2)のイ」を「この項の(2)のイの(イ)」に改め、同表の68の項中「昭和25年法律第201号。」を削り、

「

(17)	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	〃	160,000円
------	---	---	----------

」

「

(17)	法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	〃	28,000円
(18)	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	〃	160,000円

」に、

「(18)」を「(19)」に、「(19)」を「(20)」に、「(20)」を「(21)」に、「(21)」を「(22)」に、

「

(22)	法第55条第3項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	〃	160,000円
------	------------------------------------	---	----------

」を

「

(23)	法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	〃	160,000円
(24)	法第55条第4項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	〃	160,000円

」に、

「(23)」を「(25)」に、

(24) 法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	28,000円
--	---	---------

(26) 法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	28,000円
(27) 法第58条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	〃	160,000円

「(25)」を「(28)」に、「(26)」を「(29)」に、「(27)」を「(30)」に、「(28)」を「(31)」に、「(29)」を「(32)」に、「(30)」を「(33)」に、「(31)」を「(34)」に、「(32)」を「(35)」に、「(33)」を「(36)」に、「(34)」を「(37)」に、「(35)」を「(38)」に、「(36)」を「(39)」に、「(37)」を「(40)」に、「(38)」を「(41)」に、「(39)」を「(42)」に、「(40)」を「(43)」に、「(41)」を「(44)」に、「(42)」を「(45)」に、「(43)」を「(46)」に、「(44)」を「(47)」に、「建築物の建築の認定」を「建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定」に、「建築物（一敷地内認定建築物を除く。）」を「新築又は増築等に係る建築物」に、「(45)」を「(48)」に、「建築物の建築に」を「建築物の新築若しくは一敷地内認定建築物の増築等に」に、「建築物の建築の許可」を「建築物の新築若しくは一敷地内許可建築物の増築等の許可」に、「建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。）」を「新築又は増築等に係る建築物」に、「(46)」を「(49)」に、「(47)」を「(50)」に、「(48)」を「(51)」に、「(49)」を「(52)」に、「(50)」を「(53)」に、「(51)」を「(54)」に、「(52)」を「(55)」に、「(53)」を「(56)」に、「(54) 法」を「(57) 法」に、「(55) 法」を「(58) 法」に、「(56)」を「(59)」に、「(54)のA」を「(57)のA」に、「(57) 法」を「(60) 法」に、「(58)」を「(61)」に、「(59)」を「(62)」に、「(57)のA」を「(60)のA」に、「(60)」を「(63)」に改め、同項の備考の4中「この項の(54)」を「この項の(57)」に改め、同備考の7中「この項の(55)」を「この項の(58)」に改め、同表の74の5の項の備考以外の部分を次のように改める。

74の5 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区 分		単 位	金 額		
(1) 法第10条第4項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知に対する審査		1 件	68の項の(1)に定める区分に応じ、それぞれ同項の(1)に定める額		
(2) 法第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	ア 当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合	(7) 1戸建ての住宅	〃 5,000円		
		(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃 10,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃 21,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃 45,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		〃 80,000円		
	(ウ) (7) 及び(イ)以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃 10,000円		
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃 17,000円		
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃 27,000円		
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃 80,000円		
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃 126,000円		
	イ ア以外の場合	(7) 1戸建ての住宅	a 建築物エネルギー消費性能基	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃 18,000円

		準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。)第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	19,000円
		b a 以外の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	34,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	38,000円
(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	a 省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	33,000円	
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	57,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	102,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	154,000円	
	b a 以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	68,000円	
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	114,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	193,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	277,000円	
	(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の建築物	a 省令第1条第1項第1号のロに掲げる基準への適合を確認する方法(以下この項において「モデル建物法」という。)による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	86,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	109,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			〃	144,000円	
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			〃	233,000円	
床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの			〃	303,000円	

			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	365,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	428,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	491,000円
		b a 以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	224,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	280,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	362,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	516,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	636,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	751,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	857,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	963,000円
(3) 法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 当該変更に係る計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合	(ア) 1戸建ての住宅		〃	3,000円
		(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	5,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	11,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	23,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	40,000円
		(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	5,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	9,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	14,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	40,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	63,000円

			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	80,000円		
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	99,000円		
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	119,000円		
	イ ア以外 の場合	(7) 1戸建て の住宅	a 省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	9,000円	
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	10,000円	
			b a以外の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	18,000円	
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	20,000円	
			(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	a 省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	17,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	29,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			〃	51,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの			〃	78,000円	
		b a以外の場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	35,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	57,000円	
		(ウ) (7) 及び (イ) 以外の 建築物	a モデル建物法 による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	43,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	55,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			〃	72,000円		
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			〃	117,000円		
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの			〃	152,000円		

			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	183,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	214,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	246,000円
		b a 以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	112,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	141,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	181,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	258,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	318,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	376,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	429,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	482,000円

別表第1の74の5の項の備考の1中「棟に係る部分」を「建築物(審査を要する建築物に限る。)」に、「棟に不応する」を「建築物に不応する」に、「額を」を「額(この項の(3)の場合における計画に追加しようとする建築物にあつては、(2)に定める額)を」に改め、同備考の2を次のように改める。

2 この項の(3)の場合において、計画に追加しようとする建築物の数が1であるとき(審査を要する建築物が2以上である場合を除く。)は、当該建築物に不応する(2)に定める額とする。

別表第1の74の5の項の備考の3中「に係る計画に住戸以外の部分(住宅の共用部分(以下この項において「共用部分」という。)を除く。以下この項において同じ。)が含まれているときは、当該規定に定める額(備考の2の規定の適用がある場合にあつては、備考の2の規定を適用して算定した額)に、当該住戸を「が住宅以外の部分を含むものに係るものであるときは、当該規定に定める額に、当該住宅」に改め、同3の(1)中「この項の(2)のイの(イ)」を「この項の(2)のイの(ア)又は(イ)」に改め、同3の(2)中「この項の(2)のイの(イ)」を「この項の(2)のイの(ア)又は(イ)」に改め、同3の(3)中「この項の(3)のイの(イ)」を「この項の(3)のイの(ア)又は(イ)」に改め、同3の(4)中「この項の(3)のイの(イ)」を「この項の(3)のイの(ア)又は(イ)」に改め、同備考の付表を削り、同表の74の6の項中「平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。」を削り、

「

(ア) 1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	34,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	38,000円
(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	68,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	114,000円

を



	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	193,000円	」	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	277,000円		
「(ア) 1戸建ての住宅	a 省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	18,000円	
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	19,000円	
	b a以外の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	34,000円	
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	38,000円	
	(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	a 省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	33,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	57,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			〃	102,000円	
床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの			〃	154,000円	
b a以外の場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	68,000円	
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	114,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	193,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	277,000円	
「(ア) 1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	18,000円	」	
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	20,000円		
(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	35,000円	を	
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	57,000円		
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	97,000円		
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	139,000円		
「(ア) 1戸建ての住宅	a 省令第10条第2号のイの(2)及びロ	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	9,000円	」

	の(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	10,000円	に、
	b a 以外の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	18,000円	
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	20,000円	
(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	a 省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	17,000円	
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	29,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	51,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	78,000円	
	b a 以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	35,000円	
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	57,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	97,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	139,000円	

省令第1条第1項第2号のイの(1)の(i)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	を	a 省令第1条第1項第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	に、「第1条第1項第2号のイの(2)の(ii)」を「第1条第1項第2号のイの
省令第1条第1項第2号のイの(2)の(i)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合		b 省令第1条第1項第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	
省令第1条第1項第2号のイの(3)及びロの(3)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合		c 省令第1条第1項第2号のイの(3)及びロの(3)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	

(2)に改め、同項の備考の3を次のように改める。

3 この項の(4)のアの(i)及びイの(i)並びに(5)のアの(i)及びイの(i)の場合において、一の申請に係る計画に含まれる住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を省令第13条第3項第2号に掲げる数値とするときは、当該住宅部分の共用部分の床面積は、この項の(4)及び(5)に掲げる床面積には算入しないものとする。

別表第1の74の6の項の備考の6を同備考の7とし、同備考の5を同備考の6とし、同備考の4を同備考の5とし、同備考の3の次

に次のように加える。

- 4 この項の(6)のアの(イ)並びにイの(イ)のa及びbの場合において、一の申請に係る計画に含まれる住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に掲げる数値とするときは、当該住宅部分の共用部分の床面積は、この項の(6)に掲げる床面積には算入しないものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

食品・生活衛生課  
園芸畜産課  
園芸畜産課家畜防疫対策室  
建築住宅課

長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第12号

長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「対象事業を実施している者」を「事業者等」に、「(以下この章において「事業実施者等」という。)は」を「は、第22条の規定による公告後」に改める。

第31条の2中「事業実施者等」を「対象事業を実施している者その他規則で定める者（次条及び第31条の7第1項において「事業実施者等」という。）」に改める。

第40条第1項の表の第30条の4、第31条の6及び第43条第1項第5号の項の次に次のように加える。

第31条第1項並びに第32条第1項及び第2項	事業者等	法第2条第5項に規定する事業者、同条第4項に規定する対象事業を実施している者
第31条第1項及び第32条第1項	第22条	法第27条

第40条第1項の表の第32条第1項及び第2項の項及び第32条第1項の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

環境政策課

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第13号

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例（昭和58年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表の繊維の項中「1,900円」を「1,800円」に改め、同表の木工の項中「1,100円以上7,400円」を「1,000円以上7,300円」に改め、同表の機械金属の項中「1,300円以上127,000円」を「1,200円以上126,000円」に、「6,800円以上82,000円」を「6,700円以上81,000円」に、「3,400円」を「3,300円」に、「1,000円以上」を「900円以上」に、「51,000円」を「50,000円」に、「4,100円以上7,700円」を「4,200円以上7,800円」に改め、同表の食品の項中「1,600円以上41,000円」を「1,500円以上33,000円」に、「12,000円以上33,000円」を「14,000円以上30,000円」に改め、同表の化学等の項中「2,600円以上128,000円」を「2,500円以上127,000円」に、「4,300円」を「5,400円」に、「1,400円」を「1,300円」に改め、同表の試料前処理の項中「3,800円」を「3,700円」に改め、同表の成績表作成の項中「1,900円」を「1,800円」に改め、同表の成績表謄本又は証明書の項中「700円」を「600円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

産業技術課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第14号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の25の2の項中	「	(10) 第28条第3項の規定による援助 (11) 第29条第3項の規定による報告の徴収等	」	を
------------	---	--	---	---

「	(10) 第23条の2第2項の規定による報告の受理 (11) 第23条の2第3項の規定による報告の内容の公表 (12) 第28条第3項の規定による援助 (13) 第29条第3項の規定による報告の徴収等 (14) 第29条第4項の規定による資料の提供又は説明の要求	」	に、「(12)」を「(15)」に、
---	---	---	-------------------

「(13) 第32条」を「(16) 第32条」に、「(11)」を「(13)」に、「(10)、(11)及び(13)」を「(1)から(6)まで及び(10)から(16)まで」に改め、同表の31の項の次に次のように加える。

31の2 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第18条第1項の規定による認可 (2) 第18条第7項の規定による通知及び公告	軽井沢町
--	------

別表の39の項を次のように改める。

39 削除	
-------	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表の39の項の改正規定は、同年5月26日から施行する。

農村振興課 都市・まちづくり課 建築住宅課
-----------------------------

長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第15号

長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例

長野県は、雄大な山々に囲まれ、古くより東西を結ぶ交通の要衝として宿場や城下を中心に発展し、それぞれの地域では、豊かな自然や歴史ある風土を生かして、先人たちのたゆまぬ努力と研さんによって、美しい伝統的工芸品が生産されてきた。

匠の技と心が息づく伝統的工芸品は、地域の資源と先人たちから受け継がれた知恵や技術の積み重ねであり、伝統的な美しさや潤いととも、日常生活品として優れた実用性を兼ね備え、今もなお各地の生活にぬくもりを与え、文化に彩りを与えている。

しかしながら、近年、生活様式の変化や大量生産品の普及により、伝統的工芸品の需要が減少し、担い手の確保や後継者の育成が困難となり、産業としての存続が危ぶまれかねない状況となっている。

このため、世代を超えて人々の暮らしの中で輝き続けて欲しいという職人たちと県民の希望が込められた伝統的工芸品を未来につなぐ環境をつくり、先人たちが築き上げてきた伝統的な技術等によって地域経済や地域の多様な文化の発展に貢献してきた伝統的工芸品産業を振興していくことを目的とした取組が求められている。

このような認識に基づき、県民の暮らしに豊かさをもたらすとともに、県内経済の発展に大きく寄与している伝統的工芸品産業の振興に向け、県、市町村、事業者及び県民が一体となって実効性ある施策を強力に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、伝統的工芸品産業の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに伝統的工芸品産業に関する事業者（以下「事業者」という。）及び県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、伝統的工芸品産業の振興のための施策を総合的に推進し、もって県民の豊かな暮らしの実現及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「伝統的工芸品」とは、伝統的な技術又は技法等を用いて県内で製造される工芸品であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)第2条第1項の規定により経済産業大臣が指定した工芸品であること。
- (2) 第8条第1項の規定により知事が指定した工芸品であること。

(基本理念)

第3条 伝統的工芸品産業の振興は、県、市町村、事業者及び関係団体の連携協力の下、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 伝統的工芸品の価値及び魅力を周知することにより、需要を拡大すること。
- (2) 伝統的な技術等を継承するとともに、次代の伝統的工芸品産業を担う人材を育成すること。
- (3) 伝統的な技術を新たな事業分野へ活用すること及び既存の事業分野において応用することにより、伝統的工芸品産業の新たなものづくりを推進すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、伝統的工芸品産業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(市町村との連携等)

第5条 県は、伝統的工芸品産業の振興に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が実施する伝統的工芸品産業の振興に関する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念のっとり、伝統的工芸品の価値及び魅力の積極的な発信並びに次代の伝統的工芸品産業を担う人材の確保及び育成に努めるとともに、受け継がれてきた匠の技と心を生かし新たなものづくりに取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念のっとり、伝統的工芸品についての理解を深めるとともに、積極的な使用並びにその価値及び魅力の発信に努めるものとする。

(伝統的工芸品の指定等)

第8条 知事は、次の各号のいずれにも該当する工芸品を長野県知事指定伝統的工芸品として指定するものとする。

- (1) 主として日常生活の用に供されるものであること。
  - (2) その製造過程の主要部分が手工的であること。
  - (3) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
  - (4) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- 2 知事は、前項の規定による指定を行うときは、長野県伝統的工芸品産業振興審議会の意見を聴くものとする。
- 3 第1項の規定による指定を受けた工芸品は、長野県知事指定伝統的工芸品であることを表示することができる。
- 4 知事は、長野県知事指定伝統的工芸品としての指定を継続することが適当でないと認められるときは、長野県伝統的工芸品産業振興審議会の意見を聴いて、その指定を解除することができる。

(需要の拡大)

第9条 県は、伝統的工芸品の価値及び魅力を周知することにより、需要の拡大を図るため、関係団体等と連携し、広報の実施、販路の開拓、学習機会の提供等必要な支援を行うものとする。

(伝統的な技術等の継承)

第10条 県は、伝統的な技術等を継承するため、関係団体等と連携し、人材の確保、育成及び資質の向上等必要な支援を行うものとする。

(新たなものづくりの推進)

第11条 県は、伝統的な技術を新たな事業分野へ活用すること及び既存の事業分野において応用することによる伝統的工芸品産業の新たなものづくりを推進するため、関係団体等と連携し、新商品の開発等に対して、必要な支援を行うものとする。

(使用及び活用の促進)

第12条 県は、伝統的工芸品の使用及び活用の促進を図るため、その使用及び活用に努めるとともに、市町村及び県民等に情報提供を行うものとする。

(長野県伝統的工芸品産業振興審議会)

第13条 第8条第2項又は同条第4項の規定により意見を聴かれた事項その他の伝統的工芸品産業の振興に関する重要事項を調査審議するため、長野県伝統的工芸品産業振興審議会(以下この条において「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、委員15名以内で組織する。
- 3 委員は、伝統的工芸品産業の振興に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(財政上の措置)

第14条 県は、伝統的工芸品産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の報告及び公表)

第15条 知事は、毎年、県が講じた伝統的工芸品産業の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に長野県伝統的工芸品指定要綱(昭和57年5月13日付け57工第30号商工部長通知)の規定に基づき指定されている工芸品は、第8条第1項の規定により指定された長野県知事指定伝統的工芸品とみなす。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3中 「食と農業農村振興審議会の委員」を「伝統的工芸品産業振興審議会の委員  
食と農業農村振興審議会の委員」に改める。

調査課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第16号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第30号を同項第32号とし、同項第13号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同項第12号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同号を同項第14号とし、同項第9号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、同項第8号の次に次の2号を加える。

(9) 法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可

特定自動運行許可手数料 79,200円

(10) 法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更の許可

特定自動運行計画変更許可手数料 78,500円

第9条第2項中「前項第9号」を「前項第11号」に改め、同条第3項中「同項第28号」を「同項第30号」に改める。

別表第4の9中

(15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	講習1時間について 2,000円	を
----------------------------	---------------------	---

(15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	講習1時間について 2,000円	に改
(16) 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習	講習1時間について 2,000円	

める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項第12号及び別表第4の9の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

交通企画課